

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷

|       |                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-13<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 宮部, 香織<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/00002357">https://doi.org/10.57529/00002357</a>                       |

## 明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷

宮 部 香 織

### はじめに

法制史という学問は、他の多くの学問と同様に明治維新以降に生まれて発達した学問分野である。法制史は、英語では「legal history」、ドイツ語では「Rechtsgeschichte」と言い、これを直訳すれば法律史、法史となる。現在、大学の講座において、右に依拠して「法史学」という講座名を採用している大学も存するが、いまだ多くの大学では明治以来の「法制史」の講座名が採用されている。

法制史学の成り立ちは、その源流としては前近代においても類似の学術分野が見出せる。例えば、古代に律令が制定されると、その解釈学として明法家による律令学（いわゆる明法道）が興り、それが中世に至って公家法の発達にともなう先例主義の風潮の中で有職故実の学が興り、この有職故実学は江戸時代の国学者たちによって一層の発達をみせた。明治維新後、政府は法典編纂の準備のために古代法の史料を蒐集し、国学者を中心にこれらの研究に従事させており、この頃の関心事項は、律令法における官職制度や刑罰法規などの公法的分野に重点が置かれていた。それゆえ、

明治初期の法制史学は、有職故実学の教養を受けた国学者によって担われており、法律よりも制度の方を学問対象としていたことから、法制史という名称が与えられたのであった。<sup>(1)</sup>

「法制史」という名称の講座が設けられるようになったのは、明治二十六年（一八九三）に帝国大学において講座制が創設された際に、法科大学に「法制史」「比較法制史」の講座が設けられたのがその最初であった。明治維新以降、ヨーロッパの学問が日本に輸入されるに及び、法制史学の分野においても西欧の比較法制史という研究方法が導入され、従来の有職故実的な法制史学から脱皮した法制史の新たな段階を迎えることになる。そこで、これまでの所謂文科派とされる国学者を中心とする法制史学の系統がある一方で、この比較法制史学的方法論に則った法学部出身の所謂法科派と言われる新たな学問系統があらわれることとなった。

法制史とは、「史」とあることから明らかなように歴史の一分野を担う学問である。しかし、今日の法学において、通常、法律科学、すなわち法律解釈学と、法律史学と、法律哲学、すなわち法理学との三部門に分けることになっている。また、法制史は前述のごとく、本来は文化史の一分野に属すべきものではあるが、法制史が法律の歴史的発達を研究する学問であるという点において、法律学の領域内に取り込まれているのを、無理に排除しなければならぬ理由はなく、故に法制史は史学にも属するとともに、法学にも属する学問と言える。<sup>(2)</sup> 本稿では、この法制史学の発達の出发点において、大いなる役割を果たしていた皇典講究所および國學院における法制史学の発展と変遷について考察していきたい。



## 一 皇典講究所における「法制史」関連科目の変遷

明治十五年（一八八二）、神官神職の養成を主たる目的として皇典講究所が創立された。六月三十日に第一学年第一期の修学生を募集するために発せられた広告「開覽並ニ生徒募集広告」では、「本学ハ皇学ヲ専修スル所ニシテ、其教旨ハ国体ヲ講明シ、道德ヲ涵養スルニ在リ<sup>③</sup>」として、教科は文学・作業の二部とし、知育・体育両方の兼学が目指されており、文学部は修身・歴史・法令・文章の四科、作業部は礼式・音楽・体操の三科で構成された。修学年限は、予科二年、本科三年の合計五年間であった。

文学部の修身・歴史・法令・文章の四科の設置趣旨は、『皇典講究所第一年報<sup>④</sup>』（松野勇雄編・勝田郁之助記）に依れば、次の様に説明されている。

修身科ハ、専本邦ノ古典ヲ教授シ、道德ノ本原ヲ知ラシメ、且修身ノ要ハ徒ニ空言ニ馳セスシテ、行事ノ深切明著ナルニ就イテ自ラ趨避用舎スル所ヲ詳ニスルニ在ルヲ以テ、古聖先哲脩己治人ノ実践上ニ於テ道義ノ存スル所ヲ講明セシム、正科ハ教授久保季茲、助教木野戸勝隆、副科ハ教授秋月胤永ノ担任スル所ナリ、

歴史科ハ、本邦開国以来神聖相繼イテ天下ヲ経綸シ、億兆ノ臣民万世一帝ニ服事スル所ノ事実及世ノ治乱、時ノ汚隆、人情・風俗ノ変遷等ヲ熟知シ、人生処世上ニ於テ順逆嚮背ノ方ヲ知ラシム、正科ハ教授井上頼因、助教矢野萬太郎、副科ハ教授秋月胤永、同橋本寧ノ担任スル所ナリ、

法令科ハ、歴朝聖皇鴻基ヲ授受シ、天下ヲ経綸シタマヘル洪範タル制度法令ヲ講明シ、立国ノ体段ヲ知ラシメ、且時勢人情ノ変遷ニヨリ自ラ沿革アリテ、寛嚴詳略ノ趣ヲ異ニシ、活転流用ノ方ヲ知ラサルヘカラスト雖モ、立

法ノ精神、経世ノ綱紀ニ至リテハ、万世不可易ノ要領ニ通曉セシム、正科ハ教授小中村清矩ノ担任スル所タリ、副科ハ今之ヲ欠ク、

文章科ハ、言語文章ノ用法ヲ教授シ、万世載道ノ器之ヲ捨テ、他ナク、人生日用ノ具之ヨリ大ナルハ莫キ所以ト、特ニ本邦言語ノ妙ハ万邦ニ卓絶シタル所以トヲ講明シ、遊技ニ流レス、実用ニ適ハンコトヲ勉メシム、正科ハ教授権田直助、助教林甕臣、副科ハ教授橋本寧ノ担任スル所ナリ、但権田直助ハ本年中未タ授業セス、(読点筆者)

いずれの学科も典籍の類について学ぶことをその主たる教授内容としていたが、右に掲げられた趣旨にあるように典籍を通して我が国の来し方を学び、これをもつて実生活に役立てることを目的としていた。

この修身、歴史、法令、文章の四科の立て方は、明治初年の大学校が明経、明法、紀伝、文章の四科を立てたことと似通っている。<sup>5)</sup> 明治初期の学校創設期において、明治元年四月に学習院が仮に大学寮代と改められた際に、本居豊穎より弁事局へ提出された建議書<sup>6)</sup>の中で、

#### 皇国学寮四道

本教道 神典紀記之類ヲ熟議シ、国体ヲ明ルヲ最トス

紀伝道 統紀以下歴史治乱興廢ヲ明ルヲ主トス

明法道 令式以下朝儀、制度、官職、服色之類ヲ詳ニスルヲ要トス

言語道 固有言語之活用、法格ヲ明メ、歌文ヲ掌ル

右ノ余、各道ニ附属スル条々可有之候



とする、本教、紀伝、明法、言語の四道が掲げられており、これは古代律令制の大学寮の形態に範を採ったものであることが説明されている。皇典講究所の四科の立て方においても、国典を攻究することを目的とする機関として設置されていることから、律令の学制や右の大学校設立までの流れを汲んで整えられたものと思われる。<sup>⑦</sup>

しかし、創立当初は授業科目数も教授陣も未だ整っておらず、同年九月二十五日に、教授陣の増強に関して幹事長櫻井能監、幹事穴野半、幹事補松野勇雄の連署による、総裁有栖川宮熈仁親王に宛てた左の如き懇願がなされた。<sup>⑧</sup>

皇典講究所生徒之儀、後來諸般之御用ニ相立候様仕度目的之内、修身・歴史・法令等之如キハ、可成古典ニ拠リ皇朝固有之文学ヲ修習為致、純粹ナル皇朝学ノ模範ト相成候様仕度、就テハ宮内省御用掛矢野玄道、井上頼圀、久保季茲等ヲ聘シ、教授指揮ヲ得候様御委託之儀、一同懇請之至ニ不堪候、此段謹テ奉及言上候、頓首々々

この懇願により、教授陣の増強が図られ、前掲の『皇典講究所第一年報』の記事にあるように、正・副科の教授、助教が各科に配置されることとなった。それでも、依然として充分と言える段階にはなく、特に法令科においては正科の教授小中村清矩ただ一人を置くばかりであった。

この開校まもない時期の授業科目は次のようなものであった。<sup>⑨</sup>

十時～十二時

一時～二時

|   |           |       |            |       |
|---|-----------|-------|------------|-------|
| 月 | 春秋左氏伝（輪講） | 秋月胤永  | 童蒙入学（講義）   | 木野戸勝隆 |
| 火 | 靖献遺言（輪講）  | 木野戸勝隆 | 万葉新採百首（講義） | 日下部成徴 |

|   |           |       |            |       |
|---|-----------|-------|------------|-------|
| 水 | 神皇正統記（会読） | 日下部成徴 | 孝経（講義）     | 秋月胤永  |
| 木 | 靖献遺言（輪講）  | 秋月胤永  | 歴朝大綱（講義）   | 井上頼圀  |
| 金 | 春秋左氏伝（輪講） | 秋月胤永  | 万葉新採百首（講義） | 日下部成勝 |
| 土 | 神皇正統記（会読） | 日下部成徴 | 童蒙入学門（講義）  | 木野戸勝隆 |

右によれば、午前は輪講、会読の形式、午後は講義の形式にて各一科目ずつ授業が行なわれていたようである。この科目構成を見る限り、修身・歴史・法令・文章の四科を立てて行なう授業としては甚だ不十分であり、法令に関する科目はここには全く存してない。

同十五年十一月の第一年級第二期生の募集が行われる頃になると、課業時間や教程が漸次整えられていった。課業時間については、全科総計で一週二十七時ないし四十時に設定され、科目数も正科・副科に分けてかなりの充実が図られている。<sup>(10)</sup>

法令科について見ていくと、法令科は本科の三年間において教授されることになっており、予科では科目が設定されていない。つまり、創立年度であるこの年は第一年級の生徒しかおらず、当然、法令科目の授業はまだ行なわれなかった。しかし、予科において教授されないのは法令科の科目だけであり、ほかの科はみな予科の第一年級から授業を受けることになっていた。そのような中で、本科に進級した段階から、法令、特に古代の律令について学ぶのは負担が大きいと考えられたのか、予科においても第二期より一週一時の授業が設けられたことが、『皇典講究所第一年報』において次のように追記説明されている。<sup>(11)</sup>



文学部中、法令科ハ本科ニノミ設クル所ナレトモ、其ノ修業容易ナラサルヲ以テ、予科ニ於テ其緒ヲ開キ、本年第二期ヨリ一週一時間ノ業ヲ脩メシム、但、予科ノ專業ニ非サルヲ以テ各試業ヲ行ハス、

この週一時間の授業は、前掲の法令科教授に就いていた小中村清矩が担当したのであるが、具体的に何を教えていたのかは明らかではない。本科の準備として設けられた授業であり、本科での最初の科目が『令義解』、『禁秘抄』であることを考えると、おそらくその前提の概説として古代の官職制度などについて教授したものと思われる。

本科法令科の三年間の課程は「皇典講究所教程表」に次のように規定されている。

- |     |                                          |
|-----|------------------------------------------|
| 第三年 | 第六級、正科「令義解」、副科「姓氏録」「神祇志」「唐六典」            |
|     | 第五級、正科「令義解」、「逸令」、副科「職原抄」、「公事根源」、「唐六典」    |
| 第四年 | 第四級、正科「律疏」、「逸律」、副科「法曹至要抄」、「金玉掌中抄」、「唐律疏義」 |
|     | 第三級、正科「延喜式」「儀式」、副科「北山抄」、「貞永式目」、「唐律疏義」    |
| 第五年 | 第二級、正科「延喜式」「儀式」、副科「江家次第」、「貞永式目追加」、「明律」   |
|     | 第一級、正科「類聚三代格」、「類聚符宣抄」、副科「刑法」、「治罪法」、「明律」  |

正科の科目は古代法典である律令法を中心に構成されており、まず官職制度をはじめ行政法規を中心とする令法典と刑罰法規である律法典を順に学び、次にその補充法である施行細則の式法典、臨時の単行法令を集成した格法典を順に学ぶという、律令法を学ぶのに適した順序で設定されている。さらに詳細を見ていくと、第二年級の正科では、



令について、養老令の公権的注釈書である『令義解』と、順徳天皇が著した有職故実の書である『禁秘抄』、および「逸令」として養老令のうち佚失している倉庫令、医疾令などの令逸文を学び、副科では令の規定ないし官職制度などの有職故実に関連した、嵯峨天皇の命により編纂された古代氏族の系譜書『新撰姓氏録』、『大日本史』のうちの「神祇志」の編纂準備の為に著された栗田寛の『神祇志料』、北畠親房による南北朝時代の有職書『職原抄』、一条兼良によって室町時代に著された有職書『公事根源』、および唐の皇帝玄宗の命によって編纂された唐代の官制・法制を纏めた『唐六典』が科目に取り入れられている。次の第四年第四級は、正科で律について、残存している名例律（前半）、職制律、賊盜律、闘訟律（一部）を学ぶ「律疏」、石原正明ら近世の国学者によって収集された律の逸文を学ぶ「逸律」、副科で中世の明法家坂上明兼による『法曹至要抄』、同じく中原章澄による『金玉掌中抄』といった中世公家法の書、および日本律の母法である唐律の公権的注釈書である『唐律疏議』が設定されており、第三級の正科では、式について、『延喜式』と、格式編纂と時を同じくして編纂された『内裏儀式』や『貞観儀式』などの儀式書、副科では、藤原公任が著した私撰の儀式書である『北山抄』、鎌倉幕府執権の北条泰時が制定した武家法『貞永式目（御成敗式目）』と引き続きの『唐律疏議』が設定されている。第五年第二級は、第二級から継続の正科の『延喜式』『儀式』に、副科の大江匡房による有職書『江家次第』、『貞永式目』を補充する『貞永式目追加』、日本の近世法にも影響を与えた明の刑法典『明律』が設定されている。最終課程の第一級では、正科で弘仁、貞観、延喜の三代の格を集成した『類聚三代格』、太政官符、宣旨、解状を集録した法令集『類聚符宣抄』、副科で当時施行されたばかりの現行法である「刑法」、「治罪法」（ともに明治十三年公布、十五年施行）と第二級からの継続である『明律』が設定されていた。

この第二期の開始に際して改良された教程表は、明治初期の法制度にもかなり参照されていた古代の律令法典を中心に設定されていることは既に述べたが、その学習順序にも配慮が見られると同時に、補助的な科目として設けられ

た副科において日本の律令法の母法である中国法の法典類を盛り込んでいることなどは、高い見識を備えていると評価できる。しかし、その一方で公家法や武家法といった中世法、さらに現行法である刑法、治罪法が副科に設定されており、また近世法に至っては全く顧みられていないことなどの多少の不備が残されている。そうは言えどもこの時点では、法令科の本科にて生徒が授業を受けるのは数年先の話であり、また、実際にはどれだけ教程表通りに実行されていたのかは定かでない。

その後、明治二十年三月二十三日に、皇典講究所規則の改正が行われ、学科課程が大幅に変更された。改定された「皇典講究所規則」第二章学科課程の第四条<sup>12</sup>では、

本科ハ分テ三級トシ其課程ハ国体（学科表では「歴史」となっている）・法制・語学・物理・化学・博物・哲学・政治・礼式及ビ体操トス、

と規定され、続く第五条には、

予備科ハ分テ二級トシ、其課程ハ国体・語学・漢文・英語・数学・地理・科学・博物・外国歴史・唱歌及ビ体操トス、

とあり、本科・予備科ともに従前の修身・歴史・法令・文章の四科制の教程が簡潔に整理されており、さらに外国語や自然科学などに関する科目が追加されている。



ここにおいて、法令科は法制科と名称を変え、<sup>(13)</sup>予備科では授業が行なわれずに本科から開始となるのは以前と同様であるが、本科での授業時間数は歴史（国体）および語学と同じく週六時と設定されている。また、科目については、第三年級で「古代法制」、「令式格律」、「有識類」、第四年級で「中古法制」、「徳川禁令類」、「有識類」、第五年級で「近代法制」、「刑法・治罪法ノ類」となっている。右では、正科・副科の制を止めて、改正前は副次的な扱いであった中世法や現行法が正科の扱いとなるとともに、これまでは科目に取り入れられてなかった近世法も追加されており、ようやく本邦の法制ないし法典類について通史的に学ぶことができるように整備がなされたのである。

## 二 國學院の設立と「法制」科目

来たるべき立憲政治に向けて、今こそまさに我が国固有の風俗慣習について考究すべきであるとして、明治二十一年十二月六日、山田顕義を中心とする晚餐会が皇典講究所講堂において開かれ、皇典講究所の規則改正についての議論がなされた。<sup>(14)</sup>その結果、皇典講究所の事業拡張の一環として、翌年の一月より週一で講演会を催すことや、学科課程の改正などが議決された。この学科課程の改正については、「皇典講究所規則」第七条に、

生徒養成ノ法ハ別ニ之ヲ定ム、

学科

|     |     |
|-----|-----|
| 政治  | 政治  |
| 建国  | 建国  |
| 朝綱  | 朝綱  |
| 職官  | 職官  |
| 封建  | 封建  |
| 郡県  | 郡県  |
| 兵事  | 兵事  |
| 外交  | 外交  |
| 行政  | 行政  |
| 理財  | 理財  |
| 氏族  | 氏族  |
| 法制  | 法制  |
| 民法  | 民法  |
| 刑法  | 刑法  |
| 治罪法 | 治罪法 |
| 訴訟法 | 訴訟法 |
| 制度  | 制度  |
| 典礼  | 典礼  |
| 警保  | 警保  |

文学 言語 文章 風俗 天産 工芸 美術 農業 地理

と規定されており、これまでの改正に比べてかなり様相が異なっている。従来の科目に加えて外交・行政・経済、あるいは種々の実定法、天産・工芸といった殖産などの分野に焦点が当てられており、我が国固有の風俗慣習を考究して、それを実社会において応用することが目指されていたと推測される。また、山田は我が国の近代法典および法制について、ヨーロッパ流の法学に拠るのではなく、我が国の歴史や国民性に適合した法学理論を研究・構築し、これに基づいて教育を施す必要を感じて、皇典講究所の規則改正とともに、日本の法典について学ぶ法律学校の設立を構想していた<sup>(15)</sup>。そこで、この学科課程の改正は、山田が皇典講究所長に就任した後、およそ一年半あまりの時間を費やして、國學院および日本法律学校の設立という形に転化していくことになる<sup>(16)</sup>。

明治二十三年七月に公示された「國學院設立趣意書」<sup>(17)</sup>には、以下の如くその設立趣旨が説明されている。

人ノ世ニ在ルヤ、各其本国ニ繫属ス、故ニ其国ヲ愛重シ、其君ニ忠実ナルハ人ノ徳義ニ於テ当然必要ナル者トス、近時各国人ヲ教フル法、必先其国史・国文・国法ヲ授ケ、次ニ百科ノ学ニ従事セシムルヲ常トス、…略…然ルニ輓近内外本末ノ弁、大ニ其宜ヲ得ズ、其弊延イテ教育ニ及ビ、公私学校ノ設甚多シト雖モ、国学ヲ先ニスル方法未行ハレサルハ、余輩ノ痛歎ニ堪ヘザル所ナリ、

余輩ハ、夙ニ本邦固有ノ學術ヲ研究シ、皇室ノ尊嚴ナル所以、国体ノ鞏固ナル所以ヲ講明シ、人情ノ基ク所、風俗ノ由ル所ヲ尋釈シ、国民ヲシテ益国家ニ忠愛ナル徳義ヲ深厚ナラシメンコトヲ希ヒ、…略…今や機運ノ漸熟スルヲ以テ、生徒教養ノ法ヲ改正拡張シ、茲ニ國學院ヲ設立シテ専国史・国文・国法ヲ攻究シ、我々国民ノ国家觀



念ヲ湧出スル源泉トナシ、皇祖皇宗ノ謨訓ニ基キ、固有ノ倫理綱常ヲ闡明シ、且、支那・泰西ノ道義說ヲ採択シ、以テ之ヲ補充シ、以テ国民ノ方向ヲ一ニシ、古今一貫君民離ルベカラザル情義ヲ維持セントス、…略…（傍線筆者）

右によれば、人を教育するには、まず国史・国文・国法の教授が肝要であり、その次に他の海外百科の学を兼修するのが常套であるが、すでに数ある公私学校の中でこのような方針をもつて教育を施している学校はない。そこで皇典講究所によるこれまでの生徒教育を改正拡張して、國學院を設立することとし、国史・国文・国法を攻究することによって、日本国民としての国家に対する忠愛という徳義をより深いものとする事が望まれるとして、国史・国文・国法という三つの学問分野がその中心に据えられている。

この設立趣意に基づいて「國學院規則」<sup>18</sup>が定められ、まず第一章「目的」の第一条に、「本院ハ專国史・国文・国法ヲ教授シ、併セテ広ク之ガ研究及応用ニ須要ナル諸学科ヲ脩メシムル所トス、」との規定が設けられ、右の設立趣意書において示されたことが掲げられている。次の第二章「学科課程」の第四条では、「本科及研究科ノ各学科課程ヲ定ムルコト、別表ノ如シ、但、国法科課程ハ別ニ之ヲ定ム、」として國學院本科・研究科の学科課程のうち、国法科については別に規定を定める旨の但書が附されているものの、「國學院規則」の中には国法科に関する規定は右の他には設けられていない。

「本科学科課程表」<sup>19</sup>を参照すると、国史、国文の次に国法ではなく道義が置かれ、その後には法制、外国史、地理、哲学等の科目が置かれている。法制の科目は、第一年級に「古代法制」を週二時、第二年級も同じく「古代法制」を週三時、第三年級は「古代法制」に「憲法」「皇室典範」が加わって週四時の授業が行なわれることになっていた。これ

は、主となる国史・国文よりも授業時間数が少なく設定されており、どちらかと言えば、道義以下の科目と同格の扱いとなっている。また「國學院規則」の第四章「入学・在学・退学」の第十二条に「本科中学科ヲ撰ミテ入学スル者、コレヲ撰科トス、但、学科中何レヲ撰ムトモ、国史・国文・道義ハ之ヲ除クコトヲ得ザラシム、」と規定されており、国史・国文・道義の三科目は必須の扱いとなっているが、ここに法制は入ってはいない。つまり、ここに見る法制科目は、設立趣意書等に示されている国法とは別のものと考えた方がよさそうである。

國學院の設立には、その前段階として山田顕義による「私立国文大学」案および「私立国文学学校」案があり、これらを経た後に國學院は設立されたのであった。そこで次に、この二つの案にまつわる経緯について遡って見ていきたい。明治二十二年十月に、山田は前年末に開催した晚餐会にて決議された学科課程の改正（「國學院規則」第七条）を実施するための「私立国文大学」の設立を計画し、左の如き「私立国文大学設立趣意書」<sup>(20)</sup>を起草して天下に頒布した。

凡、教育ノ法ハ基礎ヲ其国ニ取ルヲ以テ最モ宜ヲ得タリトス、所謂国体教育ノ主義是ナリ、…略…本邦固ヨリ學術ノ在ルアリ、国文・国史是ナリ、此ノ固有ノ學術ヲ研究シテ善美ナル我が国体教育ヲ組織シ、完全ナル教科目ノ体裁ヲ具ヘ、小学ヨリ中学ヲ經テ大学ノ課程ニ至ルマデ、一線貫通シテ以テ教則ノ骨髓トナスニ至ランコト、余輩ノ企望シテ止ム能ハザル所ナリ、而シテ是唯余輩ノ企望ニ止マラズ、実ニ余輩ノ怠ルベカラザル責任ニシテ亦国民ノ本分ナルベシ、余輩ノ教育上ニ於ケル主義大概右ノ如シ、而シテ今国文大学ヲ設立セントスル意モ亦之ニ外ナラズ、余輩夙ニ本邦固有ノ學術ヲ執リ、之ヲ研究シ、併セテ之ニ依リテ皇室ノ尊嚴ナル所以、国体ノ優美ナル所以ヲ講明シ、人情ノ基ク所、風俗ノ由ル所ヲ發揮シ、国民ヲシテ国家ヲ思フ念慮ヲ深遠ナラシメンコトヲ期ス、…略…



この「設立趣意書」の言わんとする所には、前掲の「國學院設立趣意書」と大きく異なる点は見られない。しかし、我が国体を明らかにするために肝要な学問として、国史・国文の二つが掲げられ、ここには国法が入れられていない。

前述のように、日本の法典を我が国の歴史や国民性に則って研究する学校の必要性を強く感じた山田は、国史・国文を攻究する機関であった皇典講究所の中に、国法を加えて国史・国文・国法の三者の調和が取れた教育機関を設立することを企図していた。そこで、山田は皇典講究所の所長に就任すると直ちに右の計画を実行に移すべく進めていった。ところが、国史と法律学を結びつけようとする性急な行動や、法律分野に重きを置こうとしているかに見える山田の動向に対して、皇典講究所および司法省内部における不満や軋轢が次第に生じ始めていた。<sup>(21)</sup>

これと時を同じくして、ドイツ留学より帰国して帝国大学法科大学教授に昇進した宮崎道三郎をはじめ、司法省参事官であり、明治法律学校の講師もつとめている樋山資之、司法省法学校の卒業後、同省東京始審裁判所検事試補に就いたばかりの野田藤吉郎らを中心に、フランスやドイツといった外国法ではなく、日本の法律を研究・講述するための学校の設立が計画されていた。<sup>(22)</sup>しかし、そのための設立資金はいまだ充分ではなく、校舎の場所や開校時期などの未定事項も多く残されており、即座に開校できる状態にはなかった。その後、この日本法律学校の設立計画は山田の知るところとなり、この設立計画に対して山田が全面的に協力する運びとなった。このことは、山田としても皇典講究所内に作ろうとしていた教育機関の設立計画が暗礁に乗り上げんとしていたこともあり、この宮崎らによる日本法律学校の設立計画は渡りに船の情報であったと思われる。

山田は、自身による国史・国文・国法の調和の取れた教育機関設立の計画のうち、国法については右の日本法律学校の設立において実現することとし、残る国史・国文を専門に教授する学校を皇典講究所内に設立するよう計画をあらためた。それが、先に掲げた「私立国文大学」の設立であった。

しかし、山田によるこの算段は、その後も進捗しない日々が続いた。同年十月、日本法律学校の特別認可学校への申請が、その条件を満たさないまま、半ば山田によるごり押しに近いかたちで行なわれたため、文部省からの認可が下りず、これに伴い私立国文大学の設立も延期されていた。この認可を受けるための条件とは、法律学校設立後、三年以上の教育実績を有していることと、年二四〇〇円以上の利子を生ずる基礎財産を有していることであった。

この条件をクリアして特別認可を受けるためには、設立まもない日本法律学校が皇典講究所の教育実績を引き継ぐ機関であると位置付けることで、三年以上の法律教育の実績という条件を満たさせる必要があった。そこで、明治二十三年一月の「私立国文学学校建設趣意書」<sup>(23)</sup>では、

…近時各国人ヲ教フル法、必先其国史・国文・国法ヲ授ケ、次ニ百科ノ学ニ従事セシムルヲ常トス、…略…  
余輩ノ教育ニ於ケル意見此ノ如シ、而シテ今国文学学校ヲ設立セントスルモ亦此ニ外ナラズ、余輩ハ夙ニ本邦固有ノ文学ヲ執リテ之ヲ研究シ、併セテ此ニ依リテ皇室ノ尊嚴ナル所以、国体ノ優美ナル所以ヲ講明シ、人情ノ基ク  
処、風俗ノ由ル所ヲ發揮シ、国民ヲシテ益々国家ヲ思フ念慮ヲ深厚ナラシムルコトヲ希ヘリ、…略…

として、先の「私立国文大学設立趣意書」とほぼ同趣旨の文面に、「国史・国文」の後に「国法」が付け加えられることとなる。さらに、今回は具体的な学科構成や学校規則なども一緒に立案され、日本法律学校の特別認可に向けて入念な準備がなされた。その「国文学学校学科説明」<sup>(24)</sup>によれば、「私立国文学学校」の学科は、本科となる国史・国文・国法の三科と、これを補助する道義・法制・外国歴史・地理・哲学・英文学の六科で構成されており、その学科内容の説明が次のようになされている。



## 国史科

此科ハ、歴史ニ就キ、本邦建国以来ノ事実ヲ明ニシ、海外諸邦ニ卓絶シテ其特殊ナル要点ヲ講ジ、皇室ノ尊嚴、国体ノ優美ナル所以ヲ發揮シ、以テ人ヲシテ其本国ニ繫属スル感想ヲ深カラシメ、又、講述ヲ以テ歴史上事實ノ原因結果ノ相關スル所ヲ明ニシ、以テ、推論ノ法ヲ示ス、

## 国文科

此科ハ、書籍ニ就キ、又講述ニ依リ、語格文法ヨリ進テ本邦ニハ固有ノ優美ナル文学アル事ヲ知ラシメ、以テ国史科ト同ク、愛国ノ精神ヲ涵養セシメ、又、古文学ノ光輝ヲ發揚シ、将来ノ文学ヲ裨補セン事ヲ期ス、

## 国法科

此科ハ、本邦法律ノ沿革ヨリ現行及将来發布セラルベキ諸法典ニ至ルマデ本邦法律ノ全部ヲ教授シ、經国ノ業ニ尤適切ナル才幹ヲ養成シ、本邦固有ノ風俗慣習ニ基キ、忠愛ノ士氣ヲ鼓舞振作シテ、国家ノ必要ニ応ゼシメン事ヲ期ス、而シテ此ノ学科ハ科目ノ数尠カラズ、修学ニ許多ノ時日ヲ要スルヲ以テ別ニ独立ノ一科トナシ、前後ニ記列スル所ノ諸学科ト対立セシム、

## 道義科

此科ハ、皇祖皇宗ノ謨訓ヲ祖述憲章シ、惟神ノ風教ヲ拡充シ、以テ躬行実践ヲ励メ、傍支那西洋ノ道德說ヲ比較講述シ、以テ本邦国民ノ德育ノ正鵠ヲ誤ラザラシメンコトヲ期ス、

## 法制科

此科ハ、国法科即本邦法律ノ全部ヲ教授セザルモノ、為ニ設クル所ニシテ、專古代ノ法制ヲ授ケ、人情・風俗・慣習ノ由来スル所ヲ明ニシ、且現行重要ナル法制ノ一斑ヲ講ジ、今日ノ實際ニ参照シテ応用ノ方法ヲ知ラシム、

(以下略)

国法科については、「而シテ此ノ学科ハ科目ノ数尠カラズ、修学ニ許多ノ時日ヲ要スルヲ以テ別ニ独立ノ一科トナシ、前後ニ記列スル所ノ諸学科ト対立セシム」として、他の科とは別に独立した一科とすることが明記されている。また、「国文学規則」<sup>(25)</sup>においては、その第一条と第四条に、

第一条 本校ハ專国史・国文・国法ヲ教授シ、併セテ広ク之ガ研究及応用ニ須用ナル諸学科ヲ脩メシムル所トス、

第四条 本科及予備科及ヒ別科ノ各学科課程ヲ定ムルコト、別表ノ如シ、

但、国法科課程ハ、別ニ之ヲ定ム、

との規定を設けている。第一条では、この「国文学校」は国史・国文・国法の三科を中心に教授し、その周辺科目（前掲の補助の六科）についても修業させるとしながら、第四条では、国法科の学科課程については別に定めるとしている。この国法科に関する規定は、「国文学校規則」の中には設けられておらず、「別ニ」とは日本法律学校のことを指し、この二カ条の規定によって、明言してはいないが、皇典講究所が新しく設立する「私立国文学校」と日本法律学校が関連する機関であることを匂わせていたのであった。

結局、日本法律学校へ特別認可の下りないことが決定的となり、明治二十三年五月に皇典講究所地方分所の代表者が招集されて行なわれた協議会の席に、皇典講究所長の山田も臨席して、みずから皇典講究所の事業をただちに拡張



することの必要性を説き、その後、

- 一、本校中、国法科ハ其ノ科目ノ数少カラザレバ、独立ノ一科トシテ之ヲ教授スベシ、
- 一、本校ヲ國學院ト称シ、其ノ国法科ヲ専修スル所ヲ日本法律学校ト称ス、

という二点を含む決議案が山田のもとに提出されたのであった。<sup>(26)</sup>その後については、本節冒頭において前述したような体制で國學院の設立が進められ、国法科を除く国史、国文、道義、法制、外国史、地理、哲学、漢文、英語、体操の十科が置かれた。以上の経緯を踏まえるならば、法制科は「国文学科学校説明」で示された、補助的科目として設定された法制科の流れを汲むものであると言よう。以降、数度にわたって学科課程の改正を経るも、この時に定められた国史・国文とこれらを補助する法制という図式はそう大きく変わらずに受け継がれていくことになる。

### 三 『法制論纂』・『法制論纂続篇』の刊行

明治三十六年（一九〇三）に、國學院の名義にて大日本図書株式会社から『法制論纂』（四月刊）、『国史論纂』（六月刊）、『国文論纂』（十月刊）が順次刊行された。この三書の刊行に関して、『國學院雑誌』第八卷第十二号（明治三十五年十二月発行）の彙報欄「國學院記事」の項目に、以下のように告知されている。<sup>(27)</sup>

○国史国文法制論纂の発行 故皇典講究所長山田伯夙に国学の興隆を首唱し、本院を設立して学生を養成する傍、

又皇典講究所講演を開き、有らゆる斯道の諸大家を聘して国史国文法制等に関する各専門研究の結果を講説して、大に斯学の発達を促したることは、世の記憶に新なる所にして、該講演が精細なる研究の成果に成り学界にとり頗る有益なる学説に富めることも、亦余輩の喋々を要せざる所なり。然るを、今回其の筆記を類聚して国史論纂、国文論纂、法制論纂の三部三冊とし大日本図書株式会社をして出版せしむることとなり、来三十六年二月初旬法制論纂を出し、続いて国史論纂、国文論纂を出し、なほ其の載録に漏れたる雑説をも収録して逐次出版するに至るべく、なほ同社は逐次本院編纂図書を出版発行すへし。(傍点ママ)

明治二十一年十二月に行なわれた会議において、後の國學院設立に繋がる学科課程改正の件とともに、皇典講究所での講演会の開催が決定された。この講演会は翌年一月から開始することになり、改正された皇典講究所規則に、「第二条 毎月一回講師ノ總會ヲ開キ學術ノ討議議論ヲナシ、毎週一回小会ヲ開キ当番講師ノ講演ヲナス」、「第六条 何人ト雖モ講演ヲ傍聴スルコトヲ得ベシ、但場所ノ都合ニヨリ人員ヲ限ルコトアルベシ」との規定が設けられ、毎週一回、当番講師による講演会が催された。後に、毎週から隔週へと講演会の開催回数が変更されるも、最終的に一二〇回まで催されたようである。<sup>(28)</sup> この講演筆記を掲載した冊子『皇典講究所講演』が月二回刊行され、この冊子には右講演筆記のほか、講師らによる取調書なども掲載しており、一八〇号(明治二十九年八月)まで刊行された。

この『皇典講究所講演』に掲載された講演筆記及び取調書を国史・国文・法制の三分野に類聚して再録するものとして、『法制論纂』、『国史論纂』、『国文論纂』が刊行された。右の記事では、「国史論纂、国文論纂、法制論纂」と記載されているが、最初に刊行されたのは『法制論纂』であり、この時点では二月初旬の刊行予定であったことが分かる。この時点において、刊行時期や出版社が決定していることから、当然、この論纂刊行の企画の立ち上げや編集作



業自体は十二月以前にすでに始まっていたものと考えられる。

その後、『國學院雜誌』第九卷六号（明治三十六年六月発行）の広告欄に、『法制論纂』、『国史論纂』の既刊案内と、『国文論纂』の近刊案内を知らせる一頁分の広告が掲載されている。この広告の宣伝文句には、右掲の彙報欄の記事とほぼ同じ内容のことを掲げた後に続けて、以下の様に記されている。<sup>(29)</sup>

：苟も我国史国文及び法制の学に関するものは、上古より今代に至る迄諸大家先生其専門に應じて精細なる研究の結果になれる学説考証は悉く網羅して余す処なし、国史国文法制に関する学説の書鈔からずと雖、概ね其一部に偏せざれば其皮相に止まるものにして其全般に涉り古今を通じて而かも精細明晰未だ本書の如きものあらず、其所説皆細微なる題目を捕へて考覈せるものなりと雖も、而も之を纏綴し連貫するの利便に於て精細なる一大文明史大法制史大文学史と称するも亦決して誇張の言に非ざるなり、苟も国史国文学家は勿論、法学者も古代法制の真相を究むるに於て必要なる良著なり、（読点筆者）

この広告によれば、この論纂シリーズは古代から現代にいたる広範な時期と一部に偏らない全般的な分野を扱っていることを謳い文句にしている。しかし、『法制論纂』に限って言うならば、その内容は古代に比べて、中世・近世、特に中世を扱っているものは数篇であり、分野についても官職制度と刑事法に関するものが殆どで、民・商事に関するものはごく僅かであり、右の謳い文句は聊か大げさであるように思われる。但し、このことは『法制論纂』ないし皇典講究所・國學院に限った話ではなく、当時の学界全体の風潮として、古代の律令制を中心に官職制度や刑事法の研究に関心が集まっていたのであり、そのような中でも、日本の法制関係の研究書がまだそれほど世に出されていない

いこの時分に、飯田武郷、小中村清矩、栗田寛、村岡良弼、内藤耻叟、萩野由之、池辺義象、三上参次、有賀長雄ら当時の碩学による研究をこれだけの分量で収める書籍が刊行されたことは、当時においては「誇張の言に非ざるなり」と謳つても過言ではなかったと言つてよいであろう。

翌年の一月、先に掲げた『國學院雜誌』彙報欄の「国史国文法制論纂の発行」において示されていた通り、『法制論纂続篇』が刊行された。右の記事における「其の載録に漏れたる雑説をも収録して」との予告通り、『法制論纂』に収録しきれなかったものを拾遺しており、『法制論纂続篇』の緒言においても、

…かの講演の如きは、いづれも当代碩学が、研鑽討究の結果を公表せられたるもの、片語双語といへども、猶参考に資するべきものあり、安ぞ、その一部を採りて、他を棄て去るに忍びむや、これ、更に、其の遺を拾ひ続篇として、世に行ふに至れる所以なり、

と識されており、『法制論纂』が七八篇（二四四六頁）で構成されているのに対し、『法制論纂続篇』は五七篇（九一四頁）と分量的にも三分の二程度となっている。ちなみに、続篇については『法制論纂続篇』しか刊行されなかったが、『國學院雜誌』第九卷第十一号（明治三十六年十一月発行）の広告欄には、『国文論纂』刊行の情報とともに、近刊として『続法制論纂』と『続国史論纂』の案内が掲載されており、『法制論纂続篇』に次いで『国史論纂続篇』の刊行が予定されていたことが窺われる。しかし、その後の刊行に関する進捗状況についての情報はなく、結局、『法制論纂続篇』以外の続篇は刊行されることはなかった。<sup>(30)</sup>

ところで、『法制論纂』と『法制論纂続篇』の目次を見比べてみると、その構成に变化が見出せる。『法制論纂』で



は、目次構成を古代から中世、近世とまず時代区分に従って分類し、各時代ごとに官職制度、裁判・刑罰などの刑事法関連、戸籍・身分などの民事法関連、その他、といった内容ごとの配列がされている。一方、『法制論纂続篇』では、右の目次構成が踏襲されておらず、一見すると古今入り乱れた雑然とした印象を受ける。しかし、その配列を見ていくと、巻頭の有賀長雄の「皇典学上の攻究を要する事業及其攻究法」では研究方法に関する概論をはじめとして、皇室制度に関わる松本愛重「斎宮の制度及沿革」と続き、これ以降は憲法、刑事、民事、行政、商事、その他（賑恤、儀礼、陰陽道など）といった分野ごとに分類し、場合によっては各分野の中で時代区分に応じた配列がなされている。

例として、第十二から第十五までの五篇の配置について検証してみたい。第十二の村岡良弼「明治軍律一斑」は、軍事関係における犯罪の処罰法の変遷について論じたものであり、これ以前の刑事法関係の諸論考に連なるものである。次の第十三の萩野由之「法制雑筆三条」は三件の題目で構成されており、「太政官八省」では裁判・行刑権を掌る官司の権限について、「妻の所有財産」、「寺社領の独立」では題目通り、財産権・土地所有権に関してそれぞれ論じている（「寺社領の独立」では警察追捕権についても言及している）。この「法制雑筆三条」は、第一の「太政官八省」が、第十二篇以前の刑事法関連に属する内容であり、第二「妻の所有財産」、第三「寺社領の独立」が、民事法に関する第十五の丸山正彦「日本古来財産相続法」、第十六の同「土地所有権の沿革」に関連する内容となっており、刑事法関連の論考と民事法関連の論考の間のこの位置におかれることになったものと思われる。

残る第十四「質疑答弁」は講演筆記ではなく、『皇典講究所講演』第六（明治二十二年五月一日発行）、第二（明治二十二年十二月十五日発行）、第六二（明治二十四年九月一日発行）の三回にわたって掲載された、それぞれ七問、四問、三問の質疑と答弁をまとめたものである。この「質疑答弁」の質疑者と答弁者などの情報は不明であるが、おそらく『皇典講究所講演』の賛成者から寄せられた質疑に講師陣が回答を与えたものであろう。この「質疑答弁」は講師の署

名入り講演筆記や取調書の類とは明らかに趣きの異なる一篇であり、これが全五七篇中の第十四という場所に配置されているのは、その扱っている内容に依拠されているからだと考えられる。この全一四問<sup>(32)</sup>の質疑部分のみを以下に掲げたい。

- (一) 弾正台を始めて置かれたるは何時なるか、又其職制は如何、
- (二) 刑部省を始めて置かれたるは、何時なるか、又其職制は如何
- (三) 刑部省と弾正台との關係如何、
- (四) 桓武天皇の時下されたる弾令の大意如何、
- (五) 檢非違使を始めて置かれたるは淳和天皇の御時なりと承る、其職制如何、
- (六) 檢非違使庁を置かれたる後も刑部省及び弾正台は依然置かれたりや、
- (七) 檢非違使庁と弾正台との關係、及刑部省と檢非違使庁との關係如何、
- (八) 続日本紀元正天皇養老三年七月庚子始置按察使とあり、其訪察事条を見るに、彈正の職掌と相同じき者あるが如し…略…台使の關係及其職權の区域如何、
- (九) 同四年三月己巳改按察使典号記事五年八月又改為檢事とあり、記事又檢事の職掌如何、
- (十) 檢事の官名は養老以後伺何まで存したるか、
- (十一) 巡察使及觀察使にも、記事又は檢事の官ありしや如何、
- (十二) 旧幕の頃裁判權を行ひし官職如何、
- (十三) 旧幕の頃裁判權を行ひし官吏の權限如何、



(十四) 旧幕の頃裁判権を行ひし官吏の員数如何、

右の質疑内容を見るに、律令時代と江戸時代の両時代のことに取り上げられており、いずれも官職制度、しかも裁判・行刑などの刑事的権限を有する官吏に関するものが殆どを占めている。そのため、刑事法関連の第六から第十三までの八篇の後に配置されたのであろう。但し、第十三の「法制雜律三条」は、財産・所有権に関する内容も扱っており、この「質疑答弁」は「法制雜律三条」よりも前に、たとえば、その内容からすれば第九の池辺義象「中古刑政一斑」の後に置かれるのが妥当であると思われる。しかし、「質疑答弁」は前述のように、署名入りの講義筆記や取調書とは性質の異なるものであるため、「附」のような扱いでこの位置とされたのであろう。

このように、『法制論纂続篇』では、『法制論纂』における時代区分を主軸する構成から、分野を主軸とする構成へと編集方針が変更されているのである。この方針変更は、何に起因しているのか明確なことはわからないが、『法制論纂』刊行予定の時期であった明治三十六年二月に、國學院編輯部は事業を拡張することを決め、國學院事務から分離して独立採算となったこと<sup>(33)</sup>、あるいは『法制論纂』、『国史論纂』、『国文論纂』と三冊の書籍の編集経験を得たこと等によって編集の方針が改められたのかもしれない。なお、明治三十六年の時点における國學院編輯部の構成員は、『國學院雜誌』第九卷第一号（明治三十六年一月発行）の新年挨拶の広告によれば、代表高山昇を筆頭に、宮西惟助、三矢重松、稲村真理、植木直一郎（当該公告では「直市郎」と表記）、森下松衛、鳥野幸次の七名であった。<sup>(34)</sup> 右の七名の中では、明治三十五年の新学期より国史法制科の第一年級で日本制度通、皇室典範の科目を担当していた宮西惟助<sup>(35)</sup>や、明治三十一年に本科を卒業し、三十六年より研究科（歴史法制科）に進学して武家時代の日本法制史を研究題目としている植木直一郎<sup>(36)</sup>などが『法制論纂続篇』の編集に中心的役割を果たしたものと推測される。



『皇典講究所講演』掲載の法制関係の講演筆記を参看してみると、『法制論纂』、『法制論纂続篇』に未収録のものがまだ複数存していることがわかる。それらの講師名と題目、掲載号数（講演会開催時）を掲げると、丸山正彦「日本の長子権」第一二（第二四回講演）、清水市太郎「法典編纂論」第二七（第四六回講演）、同「羅馬法の由来を陳へて日本法典の頒布に及ぶ」第三六（第六一回講演）、有賀長雄「貞永式目の法理」第四五（第五四回講演）、三上参次「礼式と社会の制裁」第六四（第八二回講演）、小宮山綏介「赦令の事」第七〇（未講演）、内藤耻叟「倫理上法理の質疑」第七七（未講演）、増田于信「大宝法典の發布及び修正」第一四三・一四四（未講演）、木村春太郎「国制変遷の概言」第一七五（未講演）、小宮山綏介「喪葬雜考」第一七六・一七七（未講演）の十篇などが存する。

これらの論考のうち、およそ半分が講演筆記であり、もう半分は講演によらない取調書などである。これらの題目を見る限りにおいては、『法制論纂』ないし『法制論纂続篇』に再録されていても良さそうである。しかし、その内容を参照すると、丸山正彦「日本の長子権」は、『法制論纂続篇』所収の「日本古来財産相続法」の内容と重複しており、こちらの論考を収録したため、右の講演筆記を収める必要がなくなったことがわかり、有賀長雄「貞永式目の法理」は未完で終わっているために、これも再録に至らなかったことがわかる。また、清水市太郎の「法典編纂論」および「羅馬法の由来を陳へて日本法典の頒布に及ぶ」は、ローマ法はじめヨーロッパ法における法典編纂の歴史を主に取り上げた論考であり、法制（国法）という趣旨からは外れたため再録されなかったと推測される。そのほかに関しては、単に紙数の問題で再録に至らなかったのか、内容的な問題によるものであるのか、その判断にはもう少し検証を重ねる必要がある。

また、『法制論纂』、『法制論纂続篇』に未収録の論考として思い起こされるのは、佐藤誠実による法制関係の論考である。佐藤誠実は、『古事類苑』の編纂に当初より携わり、後に編修長となっており、皇典講究所において講演等を行



なったことはないが、明治三十一年頃より『國學院雜誌』に法制關係を主として多くの論考を発表している。中でも、明治三十二年十一月発行の第五卷第十三号より五号にわたって連載された「律令考」は清朝考証学の研究方法に則って行なわれた、「近江律の否定、現存の律令が大宝律令に非ずして養老律令なることの實証、大宝、養老兩律令の異同、日唐律の比較、大宝、養老兩律令の藍本、養老律の註釈書及び令義解の書誌学的考察、大宝、養老兩律令の編者の履歴等多岐にわたる實証的研究」<sup>(37)</sup>であり、後に三浦周行（京都帝国大学教授）、中田薫（東京帝国大学教授）といった法制史の研究者によつて祖述・發展されることとなり、以降の法制史学に大きく寄与した論考として、今日では高く評価されている。<sup>(38)</sup>この「律令考」が『法制論纂』、『同統篇』に収められなかったことについて、瀧川政次郎氏などは「返すがえすも遺憾である」として、もし収められていたならば佐藤誠実はもう少し学界において知られる人物となつたであろうと述べている。<sup>(39)</sup>確かに、佐藤が『國學院雜誌』第五卷第四号（明治三十二年二月発行）に投稿した「后宮考」は『国史論纂』に収録されており、「律令考」も『法制論纂』、『同統篇』に収められてもおかしくはない。<sup>(40)</sup>それにもかかわらず、「律令考」が収録に至らなかったのは、何故であろうか。

その理由として考えられるのは、「律令考」が現存する律令が大宝度の律令ではなく養老度の律令であると論じていることである。当時の学界においては、荷田在満が「令三弁」で説いた、現存の令は大宝令であるとする説を踏襲し、小中村清矩が東京大学の講義において当該説を教授していたのを受けて、現存の律令は大宝律令であるとする見解が通説となっていた。このことは、『法制論纂』および『同統篇』に所収の諸々の論考においても同様であり、古代法制について論じている論考ではみな大宝律令と表記されている。<sup>(41)</sup>当時において主流であつた、所謂有職故実的法制史学の特徴を有する諸論考を多く所収している『法制論纂』ないし『同統篇』には、比較法制史的な方法論によつて著され、現存の律令は養老律令であると説く佐藤の「律令考」は毛色の異なるものであつたため、再録は見送られたので

あろう。

以上のように、この『法制論纂』、『同統篇』が刊行された明治三十年代は、法制史学の発達における過渡的な時期であったと言える。また、これらのうちの『法制論纂』は、法制史学において最初に出版された論文集であり、この後、三浦周行の『法制史の研究』（正統、岩波書店刊、大正八、十四年）、中田薫の『法制史論集』（岩波書店刊、大正十五年）などの論文集が相継いで刊行され、法制史を通述する概説書の類においては、池辺義象の『日本法制史』（博文館刊、明治四十五年）や『日本法制史書目解題』（大鐙閣、大正七年）などの大学等における講義録が纏められるなど、研究書の充実が漸く図られていったのである。

### おわりに

『国史論纂』、『国文論纂』、『法制論纂』は、山田顕義が国学の興隆を首唱するために掲げた国史・国文・国法の三分野に則って編纂され、國學院の学科課程においてもこのことが意識されていた。但し、国法については、國學院の設立以降、一貫して「国法」ではなく「法制」と称されている。それは、先に述べた「国文学科学校説明」にて示された国法科と法制科についての説明を見るに、「国法」と「法制」の意味するところに相異があり、法制の方が國學院の建学の精神にも適うものであったと思われる。「法制」は、後に「法制史」とその名称を改められ、歴史全般のうちの法制関係という一部門を扱う学問であるという位置づけがなされた。それと同時に、佐藤誠実が先鞭をつけ、中田薫により確立された比較法制史という視点により、法制史は所謂法科派の学風に発展していくこととなる。なお、その後の國學院および國學院大學では、山田顕義による国史・国文・国法の設立趣旨を再び強く認識され、また日本法



律学校では明治二十八年頃より国法に関する科目を置かなくなったこともあり、山田の設立趣意書に則って國學院の中に国法科を設置しようという動きが出てくることになる。<sup>(42)</sup>この論纂シリーズの編纂事業はそんな風潮の先がけとなるものであったのであろう。<sup>(43)</sup>

今日においても、法制史という学問には文科派と法科派の両側面が備えられているが、その比重の配分や研究方法などについて、未だ発展途上にあるといってもよいかもしれない。この法制史学の在り得べき姿としては、瀧川政次郎氏による

私は法制史は法律生活の歴史であつて、文化史の一部門に属すべきものという見方から、むしろこの文科派の法制史学を法制史の正統学派と仰ぐ者であるが、法科派の学風の長所は、充分これを承け継いでゆきたいと思う。<sup>(44)</sup>

という、一文が最も法制史という学問を言い当てているのではないかと思われる。また、法制史学の全体的な研究史に関しても、きちんと整備されているとはいひ難い。今後も、この学問分野の発展や推移について更なる考察が求められるであろう。

## 注

- (1) 石井良助『日本法制史』青林書院、一九五九年、一〇二頁、瀧川政次郎「明治以後に於ける法制史学の発達」『日本法制史研究』有斐閣、一九四一年、六〇八頁
- (2) 瀧川政次郎『日本法制史』講談社学術文庫、一九八五年（初版は有斐閣、一九二八年）、四四頁
- (3) 國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史』上、國學院大學、一九九四年、二〇〇～二二頁

- (4) 松野勇雄編・勝田郁之助記『皇典講究所第一年報』一八八四年、六〇七丁
- (5) 財団法人斯文会編『斯文六十年史』財団法人斯文学会、一九二九年、四九頁以下
- (6) 『斯文六十年史』一五〇一八頁
- (7) 律令の学制については、桃裕行『上代学制の研究』（著作集第一巻）、思文閣出版、一九九四年など参照。なお、皇典講究所が創立された明治十五年に、東京大学総理加藤弘之の建議により古典講習科が創置されている。古典講習科の学科目の編成については、文学部教授であった小中村清矩が尽力したとされており、当初の科目は正史、雑史、法制、故実、辞章、支那歴史、漢文、作文詠歌などであり、歴史、法制、文章の三分野で構成されていた。
- (8) 『國學院大學百年史』上、二六頁
- (9) 『國學院大學百年史』上、二二頁
- (10) 『國學院大學百年史』三五〇三七頁の「第一年中各科毎課業時間表」「皇典講究所教程表」を参照
- (11) 『皇典講究所第一年報』八丁
- (12) 『國學院大學百年史』八四〇八七頁
- (13) 「法令科」から「法制科」に名称が変更された理由についての説明は残されていないが、改正された学科表を参照すると「古代法制」「中古法制」「近代法制」および「有職類」として、法典そのものよりも制度の方に比重が置かれており、実質に即して科の名称も改められたものと考えられる。
- (14) 『國學院大學百年史』一〇九頁以下
- (15) 日本大学百年史編纂委員会編『日本大学百年史』学校法人日本大学、一九九七年、四二〇四三頁
- (16) 國學院が設立された明治二十三年は、帝国大学法科大学においても、法典編纂事業が漸次進歩し、法典も逐次発布せられた以上は、法律学科の授業は当然本邦法律法典を中心とし、外国法は参考に資するにとどむべきとして、科目の改正が行なわれている。法科大学では、明治二十年より、法律学科を英吉利部、仏蘭西部、独逸部の三部として、専ら外国法の科目が講義されていたのを、二十三年にこれを廃して本邦法典を主として教授し、外国法は参考科として教授することとした（『東京帝国大学五十年史』上、一二九〇一二三三頁）。明治政府による法典編纂事業の完結が間近となったこの時期は、外国の法を学ぶことから日本の法律を学ぶことへと意識され始めた頃であったと言える。ちなみに、法制関連の科目については、法科大学では右の科目改正時には、政治学科の第三年級に「法制沿革通論」（週三時）、「日



本法制沿革」(週二時)が設けられている。

- (17) 『國學院大學百年史』 一三五～一三六頁
- (18) 『國學院大學百年史』 一三七頁～一四六頁
- (19) 『國學院大學百年史』 一四六～一四八頁
- (20) 『國學院大學百年史』 七一～七二頁
- (21) 佐々木聖使「國學院の設立と山田顯義」『神道学』一五六、一九九三年、四～八頁、『日本大学百年史』一〇六頁
- (22) 佐々木前掲論文、八頁以下、『日本大学百年史』八〇頁以下
- (23) 『國學院大學百年史』 一一九頁
- (24) 國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史 史料篇』國學院大學、一九七九年、一七九～一八〇頁
- (25) 『國學院大學八十五年史 史料篇』 一八二～一八九頁
- (26) 『國學院大學百年史』 一三〇～一三三頁
- (27) 『國學院雜誌』 八一～一二、一九〇二年、一〇〇頁
- (28) 『皇典講究所講演』 第一三〇 (明治二十七年七月一日発行) 所収「紀事」に、明治二十七年六月十六日開催の第一三〇回 (高津鍬三郎「万葉時代の歌人」、関根正直「平安文学に就きて」) の講演会記録が掲載されており、これが最後となったようである。この回の後、「例年の如く七八両月間講演会は休会、来九月より開会す (読点筆者)」とする暑中の休会と再会の案内が『皇典講究所講演』第一三二 (明治二十七年七月十五日発行) に掲載されているものの、九月に入っても講演会は開催されなかった。同年十二月一五日発行の『皇典講究所講演』第一四一 (明治二十七年十二月十五日発行) の「紀事」にて「当所の講演会は、本年暑中休会后、引続き都合ありて遂に本年中は開会するを得ざりき、来廿八年には早々大会を開き、大に当所の主旨とする国学を発揮せんとす」として、九月以降講演会が開催されていないことへの弁明と、翌年の大会開催の予告を宣伝しているものの、結局その大会も催された記録は確認できない。
- (29) この広告は『国史論纂』の刊行に合わせて出されたものであるが、『法制論纂』の刊行時の広告は『國學院雜誌』に掲載されていない。これについては、『國學院雜誌』第九卷第二号 (明治三十六年二月発行) の彙報欄「國學院記事」に「國學院編輯部の拡張」という記事が掲載されており (八二頁)、「本部は國學院雜誌編輯の外、図書編纂并出版事業着手の目的を以て、今回規模を拡張し、会計其他一切を本院事務より分離したり。其の編纂図書等に関しては追て記す所あ



らん。」として、編集部事業拡張と國學院事務からの分離にともない、会計事務も含め業務内容が従来と比べて増加したであろうから、広告を打つ余裕がなかったのかもしれない。

- (30) この『国史論纂続篇』の刊行計画が途絶えたのは、明治三十七年六月頃に編輯部の主要構成員であった宮西惟助、三矢重松、石川岩吉、鳥野幸次、森下松衛、植木直一郎が一同に退部していることと関係があるかもしれない。『國學院雜誌』第十卷第六号（明治三十七年六月発行）の広告欄に「各位ますく御清祥大賀奉り候、陳れば生等数年来、當國學院編輯部の事業に關係尽力致し不肖をも顧みず、聊か学界の爲に期する處これ有り候處、今般事情の爲一同退部致し、爾後關係これ無き事に相成り候間、此段賛成員各位及び辱知諸彦に謹告仕り候也、（読点筆者）」として右の六名の名が記されている。「今般事情の爲」の具体的内容は不明であるが、この時期、石川岩吉、春田宜徳は日露戦争の動員招集に応じており（『國學院雜誌』第十卷三号（明治三十七年三月）の彙報欄「院友の動辭」、植木直一郎は陸軍參謀指令本部東京振武学校教授に囑託されており、各人に編集業務に携われない事由が生じたものと推測される。退部した六名の後任として堀江秀雄、難波常雄の二名が入部しているが（『國學院雜誌』第十卷第八号広告欄）、編輯部の構成員が右の二名と代表の高山昇しか在籍していなかったとすれば、三名では毎月の『國學院雜誌』刊行ともう一つの出版事業である『賀茂真淵論集』の編集作業で手いっぱいであっただろう。

- (31) 『皇典講究所講演』の発刊に関して、賛成者なる所謂寄付金制度が設けられていた。毎号に掲載されている「講演発行規則概要」に次のような規定が存する。

一賛成者ニハ無代価ニテ講演ヲ送附スベシ

一賛成者ニハ其要求スル国典上ノ質議ニ対シ取調ヲ為シ之ヲ送附スベシ

一賛成者ハ毎月金五拾錢以上ノ事業賛成費ヲ出ス者タルベシ

- 右の三項の規定によれば、毎月五十錢以上の事業賛成費を入金した者が賛成者となる資格を得られ、この賛成者になると『講演』が無料で送付され、国典に関する疑問等について質問することが出来、この質疑に対する回答（取調）が送られてくるという特典が与えられていた。この質疑という形式は『國學院雜誌』の「応問」の項に引き継がれている。『法制論纂続篇』所収の「質疑答弁」では最後の質疑は（十二）となっているが、これは（七）が重複して表記されているからである（一八六頁～一八七頁）。

- (33) 注（29）参照。『國學院雜誌』の編集に関しては、明治三十六年一月発行の第九卷第一号から、紙面の改編が行なわれ



ており、三十五年十一月発行の第八卷第十一号に紙面改編についての予告が掲載されている。おそらく、この頃より編輯部の拡張が計画され始めたものと思われる。

- (34) なお、毎年の『國學院雜誌』一月発行号の新年挨拶広告を参照すると、編輯部の構成員に数名の異動が見られ、常に固定されていたのではないようである。

- (35) 宮西惟助については、『國學院雜誌』第四五卷第一〇号（一九三九年）特集「宮西惟助先生を悼む」（桑原芳樹「惜宮西宮司」、松尾捨治郎「宮西惟助君を憶ふ」、河野省三「宮西先生を憶ふ」、外島瀏「顧てやつぱり偉い」、中島正國「生の極み」、堀江秀雄「白眉」）など参照。宮西の日本制度通の講義は「微に入り細を穿つといふやうな詳しい講義」であったという（河野省三「宮西先生を憶ふ」八七頁）。

- (36) 植木直一郎については、祝宮靜「植木直一郎先生」『五十年の回顧（『国史学』別冊）』一九五九年、打越孝明「植木直一郎」『國學院大學日本文化研究所報』二五四、二〇〇七年など参照。

- (37) 瀧川政次郎・小林宏・利光三津夫「律令研究史」『法制史研究』一五、一九六五年、一六一頁。当該箇所の執筆担当は小林宏氏。

- (38) 詳しくは、佐藤誠実著・瀧川政次郎編『佐藤誠実博士律令格式論集』（汲古書院、一九九一年）所収の「解題」を参照

- (39) 『佐藤誠実博士律令格式論集』七八頁

- (40) この論纂シリーズは緒言などでは『皇典講究所講演』の講演筆記を分類して収録したものであると説明されているが、その内実は『国史論纂』、『国文論纂』に収録されている論考は、『皇典講究所講演』以外の『日本文学』『国文学』に掲載された論考を数多く再録している。『法制論纂』については全篇が『皇典講究所講演』からの再録であるものの、『法制編纂続篇』収録の丸山正彦「日本古来財産相続法」は『皇典講究所講演』からの再録ではない。『日本文学』『国文学』は皇典講究所卒業生の学術団体である「水穂会」関係者が中心となって刊行した雑誌である。詳しくは、深萱和男『明治の国文学雑誌』笠間書院、一九七八年、阪本是丸「皇典講究所関係出版物に関する一考察」國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道—國學院大學の学術資産を中心に—』弘文堂、二〇〇九年、藤田大誠「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動—『日本文学』『国文学』『皇典講究所講演』総目録解題—」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』一、二〇〇九年、同「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」『國學院大學校史・学術資産研究』一、二〇〇九年など参照。また、丸山正彦「日本古来財産相続法」は、明治二十一年に書籍（岩

本米太郎発行)として出版されたものを再録している。

- (41) 佐藤誠実自身もこの状況を強く認識していたため、既存の「正統派律令学者を刺激しないように、細心の注意を払」い、「[律令考]においては、東大において大宝律令学説を講じていた小中村清矩の名はおろか、その学説を創めた荷田在満の名さえも著されていない」との指摘が瀧川政次郎氏によつてなされている。注(38) 前掲書所収、瀧川政次郎「佐藤博士の律令学」四七頁。

- (42) 法学部の歩み編纂委員会編『國學院大學 法学部の歩み』(國學院大學法学部、一九八一年) 所収の松尾三郎「國學院と法学」、「座談会―法学部創設の頃」(司会 飯倉一郎、出席者 松尾三郎、小林武治、瀧川政次郎、神谷龍男、伊手健一、須藤茂、澤登俊雄) など参照。

- (43) 『法制論纂』『国史論纂』『国文論纂』の巻頭に、明治二十一年の晩餐会の席で行なわれた、山田顕義、井上毅の演説が収められていることは、このことを示すものであろう。

- (44) 瀧川政次郎『日本法制史』六六頁